

第1回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課
開催日時	平成26年1月22日 午後2時00分
開催場所	教育委員会室
出席者	委員 千馬 英雄（委員長）、渡邊 靖彦（委員長職務代理者）、菅谷 眞、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他 教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、 教育センター所長、教育総務課文化財係長、教育指導課統括指導主事
	事務局 教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人 0 人
非公開・一部公開 の場合は、その理 由	
会議次第	1 第1号議案 国登録有形文化財（建造物）の推薦について 2 協議事項第1号 平成25年度 卒業式の祝辞について 3 報告事項第1号 スクールソーシャルワーカー活用事業実施状況について （平成25年8月～12月） 4 報告事項第2号 豊島区いじめ防止対策推進条例（仮称）制定に向けたス ケジュール（案） 5 報告事項第3号 ソメイヨシノ・プロジェクトの進捗状況について 6 その他

千馬委員長)

ただいまより第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

案件の前に、皆さんすでにご存じのように、秋田県能代市の農協、JAあきた白神農業協働組合会長の袴田英明様がお亡くなりになったということを聞きまして、大変胸を痛めているところでございます。能代市教育委員会との教育連携の締結に向けて、豊島区教育委員会との橋渡しの役割を担っていただき、ご尽力いただきました。ここに黙祷を奉げたいと思いますので、ご起立の程よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

千馬委員長)

黙祷。

(黙祷)

千馬委員長)

ご着席ください。

それでは、第1回教育委員会臨時会の案件に入っていきたいと思います。本日の署名委員は、渡邊委員と嶋田委員です。お願いします。

(1) 第1号議案 国登録有形文化財(建造物)の推薦について

<教育総務課長、教育総務課文化財係長 資料説明>

千馬委員長)

金剛院の本堂と客殿を有形文化財として推薦したいということで審議に入りたいと思います。何かご意見はありますか。

三田教育長)

長崎地区の金剛院には、先程映像で見ましたように朱塗りの薬医門があります。朱塗りということは将軍家と深い関係があったということも考えられますし、長崎一丁目並木地区にはかまどつきの竪穴式住居や農耕の痕跡もあるということから、長崎地域には文化財として登録されているものが多くあります。その中でも、金剛院は伝統あるお寺だということをもう少し説明していただきたいなと思います。

千馬委員長)

文化財係長、お願いします。

教育総務課文化財係長)

2ページ目の推薦文を利用してお話をさせていただきます。大永2年、1522年ということで中世です。金剛院は、現在のもう少し北側の地藏堂というあたりにありました。それが江戸時代の後期、宝永6年に現在の地に移転をしてきました。金剛院の隣にある長崎神社も実は金剛院の中にあった十羅刹女が独立して、明治以降は村の総社になりました。神仏分離になって、長崎神社が成立したということで、金剛院と長崎神社は江戸時代までは一体的に営まれていて、庶民の信仰の対象でした。長崎地域の氏神は長崎神社ですし、檀那寺は金剛院ということで、長崎地域の第一の寺院であると言えます。

それから、大永年間に創立したということを示す証拠として、その時期の板木と一緒に境内のほうに納められて安置されています。豊島区を流れる谷端川がUの字形に屈曲するちょうど先端部分ということで、台地の上であり、地形的な面でも長崎地域の中心で、江戸と隣の池袋村との境目にあります。

金剛院についての説明は以上ですが、金剛院の隣の長崎神社も本殿と拝殿は江戸時代に建てられているもので、区の登録の指定文化財にはなっておりません。今後は区の文化財として保存活動をしていきたいと考えていますが、現在の宮司さんからは信仰の対象なので文化財にふさわしくないというご意見をいただいております。交渉を進めていきたいと思っております。長崎地域全体で古い建物も多く、金剛院というのは長崎地域の歴史を語る上で、あるいは豊島区の歴史を語る上でも非常に重要な寺院であるということが言えると思えます。以上です。

千馬委員長)

他に何かご質問はございますか。

嶋田委員)

図面を拝見すると、庫裏と蓮華堂は建築工事中と描かれているのですが、こちらも同じように工事をするのですか。

教育総務課文化財係長)

こちらは近代的な建物になる予定です。庫裏の部分はご住職のご家族がお住まいですし、蓮華堂のほうには道場がつくられるということで、鉄筋コンクリートづくりのしっかりした建物で、多少意匠が変わってしまうという部分は否めないです。

嶋田委員)

登録に関しては問題ないのかもしれませんが、雰囲気的にはどうでしょうか。

教育総務課文化財係長)

本当は同じような雰囲気になると良いと思いますが、文化的景観を維持するための法律が整っていないというのが現状です。そういった条件が整っていれば、文化財係としても依頼できたのですが、今回はノータッチの部分です。

嶋田委員)

わかりました。

菅谷委員)

長崎神社と金剛院は地続きなのですか。

教育総務課文化財係長)

続いてはおりません。隣同士なのですが、行き来ができないような状況です。別な建物として建っています。

菅谷委員)

避難所としての機能を十分に果たせるようにという文章があるのですが、建物の中に避難してもらうのですか。

千馬委員長)

本堂と客殿だけに限って避難できるということですか。

教育総務課文化財係長)

その通りです。

菅谷委員)

長崎神社と地続きだとその境内も含めた広い敷地が確保できると思ったのですが、地続きではないし、金剛院の建物だけということですね。

教育総務課文化財係長)

はい。補足ですが、区の危機管理担当課が帰宅困難者対策として、この金剛院の他にも、デパートや鉄道会社などと協定を結んでいます。災害が起きた際にはご協力いただくということで準備を進めています。

菅谷委員)

わかりました。

千馬委員長)

他にいかがでしょうか。

三田教育長)

長崎神社と隣り合わせで、この地域一帯でそれぞれの社会的役割を果たしていたと思いますし、歴史的な遺産として登録する価値があると思います。

それから、薬医門は特殊な門だと思います。もともとお寺というのは病院的な役割も果たしていたということですが、朱塗りの薬医門であることの推察も少し説明していただきたいです。

教育総務課文化財係長)

明確な資料がないのであくまで推察ですが、言い伝えられていることと若干の文献調査によりますと、幕末の災害時に、災害に遭った農民を救済したことが幕府に認められて、朱塗りを認められたとのこと。医術を施すお寺として、民を救うという意味合いを込めて薬医門にしたという可能性もあると思います。

三田教育長)

私も以前文化財を調査したことがあります。例えば、街道筋は徳川の将軍が狩り場に行くときに通っていましたが、昼の休憩でそういうお寺に寄って休んで、何かの縁があって徳川家に貢献したということでお寺の門の朱塗りが許されるケースがありました。朱塗りの門はたくさんありません。幕府に認められたという経緯を実証できれば、価値も高まると思いますし、今後も調査を進めていただきたいと思います。

千馬委員長)

金剛院は長崎小学校の学区域にありますよね。お寺なので学校教育との関わりはあまりないのかもしれませんが、そういった学校との交流はあるのですか。

教育総務課文化財係長)

長崎小学校と縁が深かったのはむしろ隣の長崎神社です。長崎神社の本祭礼で長崎小学校の児童が長崎獅子舞を待っています。これまで金剛院と長崎小学校との交流はそれほど多くなかったのですが、客殿のほうを生涯学習施設として地域に開放して、学校の校外活動等にも活用してほしいとご住職がおっしゃっていました。学校から近いところに歴史的建造物があって、中にも入れる造りになっていますし、ご住職の思いと我々教育委員会の思いもありますので、積極的に使わせていただきたいと考えております。子どもたちが古い建物を味わう良い機会が提供できるなどと考えております。

千馬委員長)

富士見台小も近いので、もしそういう機会がありましたらできるだけ多くの学校で活用できれば良いですね。

他にいかがでしょうか。

三田教育長)

歴史的な価値のある場所ですし、学校と同じような避難所の機能を設けるのは難しいのかなとも感じます。信仰の対象となる空間ですし、そのあたりは区長部局とも具体的な話をしていく必要があらうかと思えます。

千馬委員長)

それでは、金剛院を推薦するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第1号議案了承)

(2) 協議事項第1号 平成25年度卒業式の祝辞について

<教育指導課長 資料説明>

千馬委員長)

小学校が4分14秒、中学校が5分ということで祝辞をまとめていただきました。

まず、小学校の祝辞のほうでご意見はありますか。

三田教育長)

イプシロンロケットが夢のロケットだと書かれていますが、世界的にそういう認知がされているのですか。今までの大型ロケットに比べてコンパクトで、様々なことが可能になったのかもしれませんが、夢のロケットというふうに評価されているのでしょうか。

教育指導課統括指導主事)

ノートパソコンを接続するだけで管制が行える、人工衛星を載せられる夢のロケットという文言については、JAXAのホームページで確認して記載しました。ご指摘のとおり、今後さらなる改良で、さらに良いものが日本国内で開発されることも考えられますし、文章の書き方を改善してみたいと思います。

三田教育長)

アニメの鉄腕アトムという話題もでてきますが、今の子どもたちは知っているのかなと思ってしまいます。確かに、手塚治虫さんは、本区のトキワ荘とも関係がありますし、有名な方ですが、小学校6年生がイプシロンロケットや鉄腕アトムを知っているのかな、興

味が湧くのかなと疑問です。夢に向かうということ子どもたちに伝えるための祝辞ですので、わくわくする内容のほうが良いと思います。1年生から6年生がみんな聞いていますので、そういった配慮も必要かと思います。

千馬委員長)

教育指導課長、いかがでしょうか。

教育指導課長)

お恥ずかしい話、私もイプシロンロケットについて承知していませんでした。イプシロンロケットのことを全て知っている子どもというのは少ないのかなと感じました。鉄腕アトムについても保護者ですら見たことがないような世代かなとも思います。小学校6年生だけでなく、4年生や5年生の子どもたちの心にも響くような内容ということで、再度提出させていただきたいと思います。12月の教育委員会で題材をいくつか挙げましたが、東北楽天ゴールデンイーグルスの田中将大投手や体操の内村航平選手など、題材についても検討して、文案を考えたいと思います。

千馬委員長)

渡邊委員はいかがでしょうか。

渡邊委員)

我々は、月に行くとか宇宙に行くとか、想像できないようなすごいことだという認識がありますが、今の子どもにとって、ロケット自体そんなに珍しくないのかなと思います。それから、鉄腕アトムについても知らない子どももいると思いますね。子どもの興味が湧くことという、ロケット開発よりも宇宙での生活のほうが良いのかなと思います。宇宙の生活をする上で、仲間との友情や自分の役割といったことのほうが子どもたちの関心を惹くと思います。

また、毎年、スポーツ選手は何かと話題になりますが、豊島区では理科系で活躍している子どもも結構いますし、文学系で活躍する子どももいます。スポーツの成績の良さだけを話題にすると、そういった子どもたちの興味が湧かないのかなとも思いますので、日本人としての成長が自分の夢を切り開いて世界に羽ばたいていったという文章にして、豊島区や日本の良さを再認識してもらいたいと思います。

三田教育長)

確かに、ロケットの凄さを話題にするのではなく、素晴らしい人間性を持った人たちが科学技術を生み出すということ、人間が夢を持っているから先端技術を生み出すことができるというような書き方にすると良いと思います。

豊島区の良さという点では、環境教育プログラムも開発中ですし、ソメイヨシノ・プロジェクトも進めています。豊島区でソメイヨシノのサミットを開催しますし、学校の桜の植樹も進めています。今度、消費税が上がって、郵便切手もソメイヨシノの柄になりますし、話題性はあると思います。豊島区では、植樹活動を進めていますし、将来は桜の発祥の地として世界に誇れることができるようになると思います。低学年の子どもにもわかり

やすい内容でお願いしたいと思います。

千馬委員長)

菅谷委員、いかがでしょうか。

菅谷委員)

小学生は、イプシロンという言葉がなかなか聞かないかもしれません。小学生が十分に理解できるような話や言葉遣いのほうが良いと思いますので、この題材はもう少し工夫したほうが良いのかなという印象です。ロケットの話題をとるのであれば、日本のロケットは夢のあるロケット開発であるということを話題にすると良いかもしれません。軍事目的でロケットを開発する国もありますし、ロケットの実験だけでも怖いものです。日本はそれとは違って、自分たちの夢を叶えるため、平和的な事業であるということが言えると思います。

それから、中学校のほうは良い文章だと思います。渡邊委員もおっしゃっていましたが、スポーツ選手の功績だけではなく、挫折を乗り越えて前向きに常に生きていくというメッセージで構成されていますし、良いと思いました。

千馬委員長)

ありがとうございます。

嶋田委員はいかがでしょうか。

嶋田委員)

小学校のほうは、私自身も内容があまり頭に入ってこない感じがしました。皆さんと同じように、もう少し子どもたちが身近に感じられる話題のほうが良いのかなと思いました。

千馬委員長)

今の文章だと心情に訴えることが難しいのではないかとということ、科学技術を取り上げるのはよいが、人間の努力の結晶であるというような文章のほうが良いのではないかとというようなご意見がありました。また、ソメイヨシノプロジェクトなど、豊島区で実施しているプロジェクトが未来に広がっていくという地域性を重視した話題もありました。私も今の小学生が感じとるには少し難しい内容かなと思いましたので、ご意見を検討していただきたいと思います。

教育指導課長)

はい。次回、再度提出したいと思います。

千馬委員長)

よろしくをお願いします。

中学校のほうは前向きなご意見もいただいておりますが、努力して乗り越えていくという内容で教育的効果もあると感じました。

渡邊委員、いかがでしょうか。

渡邊委員)

今の子どもたちに一番求められていることなのかもしれません。壁にぶつかったり、挫

折をしたときに気持ちを切りかえられないで潰れてしまう若者が多いです。挫折を乗り越え、成長してほしいというのが社会の子どもたちに対する希望だと思います。自分の可能性を信じて前向きに生きていくという言葉を見事に表していて、とても良いと思います。歩けなくなって、生きる気力を失ってしまう人もいます。そのような状況で、逆にそれを糧にして世界に羽ばたいていったというのはとても素晴らしいですね。高校生活や大学受験もあって、その後社会にでて、困難がたくさんあると思いますが、そんな内容が中学生にはふさわしいように思いました。

千馬委員長)

嶋田委員はいかがでしょう。

嶋田委員)

中学校を卒業して、それぞれの新しい生活が始まり、ひょっとしたら社会の荒波にももまれてしまう生徒もいるかもしれません。私もそんな子どもたちにとってとても良い内容だと思いました。

話題はとても良いのですが、何点か訂正していただきたい箇所があります。まず、行事一覧では中学校の卒業式が20日となっていますが、19日なのでしょうか。

教育指導課指導主事)

20日の間違いです。訂正いたします。

嶋田委員)

わかりました。

それから、第4段落で「大きな挫折でした」という文があります。その後に「けれども」とか、何か接続詞が入ると、がんの再発と闘いながらもパラリンピックに出場したという流れが自然になると思います。「しかし」でも良いかなと思ったのですが、その次に「しかし」とあるので、「けれども」と入れたらいかがかなと思いました。

第7段落では、「この経験を通じて」の前のところに何か一言入れていただいたほうが聞いていて自然だと思ったのと、佐藤さんが述べた言葉のところは、文章で読むと括弧がついているのでわかりやすいのですが、耳で聞いていると、どこからが佐藤さんが述べられた言葉かがわかりづらいです。例えば、「オリンピック招致が決まった日、佐藤さんはこういうふう考えたそうです」と前置きがあったほうが、聞いている人たちがとらえやすいかなと思いました。検討していただければと思います。素敵な文章だと思って拝見いたしました。

三田教育長)

嶋田委員のご意見には賛成です。

それから、第5段落で、「家族とも1週間連絡がとれず、祈るような思いでいた」という文章と「災害の後、食糧をもって東北に支援に向かい」という文章の接続ができていないと感じました。連絡がとれたのかどうかという部分もはっきりさせたいと思いますし、文章ではなくて言葉で聞いただけでイメージ化できるような内容にしていきたい

と思います。ストーリーはとても良いと思いますが、文章の表現の仕方をもう少し工夫するとさらに良くなると思います。

教育指導課指導主事)

いただいたご意見を検討したいと思います。

三田教育長)

今回は、文章をさらに検討して、小学校も中学校とも完成形の文章でお示ししたいと思います。

千馬委員長)

ありがとうございます。

小学校は話題を変えるという点も検討していただくのと、中学校のほうは微調整していただいて、また次回協議するということがよろしいですか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(3) 報告事項第1号 スクールソーシャルワーカー活用事業実施状況について(平成25年8月～12月)

<教育センター所長 資料説明>

千馬委員長)

2学期の進捗状況、成果と課題中心にお話をいただきました。質問等ございますか。

菅谷委員)

継続と新規とありますが、こういった状況から脱却できた方もいるのですか。ずっと継続のままというケースが多いのでしょうか。

教育センター所長)

この継続となっている方の中には、支援を終了してもいいかなと思っているケースもあります。ですが、途中で状況が変わってしまうのではないかと学校は懸念しています。終了しないでほしいというご希望もありますので、継続となっていますが、様子を見ながら派遣の回数を減らして対応しているというケースもあります。

現在、4人のスクールソーシャルワーカーがおりますが、持っている事案や件数がそれぞれ異なります。それぞれの得意分野、専門分野がありますので、それに対応した事案を振り分けていますが、終了した件数が多い方もいれば、継続している件数が多い方もおります。不登校というケースは継続事案が多くなると感じております。

なかなか終了することができないという現状です。

三田教育長)

教育委員会の考え方を整理する意味で質問したいのですが、まず、東京都のいじめに関する調査で、警察機関と初期の段階から連携していたケースのほうが解決したという結果が出ました。スクールソーシャルワーカーもそういった重篤なケースを解決するために配置していますよね。学校と関係者で解決できるものではなく、家庭環境や発達障害なども絡んでくるケースが多いです。そういったケースは学校が対応できなくなってからスクー

ルソーシャルワーカーに話をしていたら遅いと思います。早急な対応が必要ですし、先生方の経験で見て複雑なケースは、すぐに学校だけではなくスクールソーシャルワーカーや必要であれば警察とも協力する必要があると思います。各学校はそういった予防的な発想に立って取り組んでいるのでしょうか。

それから、継続というのも色々なケースがあるということですが、課題が幾つかあって、これは解決したけれどもこれは解決していないというケースなのか、一通りの課題が解決したが不安があるというケースなのかで違ってくると思います。後者の方は、継続という言葉よりも経過観察と表現したほうがわかりやすいと思います。

まず一点、優秀なスクールソーシャルワーカーの方々についていただいています、継続の件数も多く、根深い問題だと感じています。早急に手を打つことが重要になってきますし、今の人数で満足に動いているのでしょうか。今は4名ですが、今後は人数や活動時間を増やす必要があると感じていますがどうでしょう。

教育センター所長)

第一点目の早急な対応ということですが、スクールソーシャルワーカーは確かに予防的な効果があると考えています。ですが、不登校対策会議を各学校で開催しており、その際にスクールソーシャルワーカーも同行して、各学校の不登校の状況を把握して、スクールソーシャルワーカーが対応することが効果的な事案なのか、あるいは担任と学年連携で対応すべき事案なのかということについて情報交換しております。各学校でできる限りの努力をしていただいています、どうしてもスクールソーシャルワーカーを活用して、家庭の状況から改善すべき事案など、学校だけの力では解決が難しいケースがスクールソーシャルワーカー対応のケースとなります。学校としては家庭訪問ができるようなケースは努力したいと考えていても、家庭訪問をしても仕事のため夜しか保護者がいないというケース、日曜日に家庭訪問をしなければならないケースは、スクールソーシャルワーカーのニーズがあるように感じています。各学校とも予防的な意味で使いたいという気持ちがあると思いますが、現在進行形の課題も多く、そこまで手がまわらないのが現状だと思います。予防的な活用についても教育センターから積極的に促していきたいと思います。

二点目に、継続のケースについてですが、例えば、小学校の2番や7番のケースは状況が安定しており、スクールソーシャルワーカーを引き上げてよいかなと考えています。経過観察中と言えます。ですが、不登校のケースは、学校に通い始めてからしばらくは順調でも、何かのきっかけでまた学校に行けなくなるということもございます。経過観察をやめるかどうかの線引きが非常に難しいです。また、今年の事例を全部見直しまして、次年度は表記の方法をわかりやすく変更していきたいと思います。

三点目に、スクールソーシャルワーカーの人数についてですが、人件費の11月現在の執行状況は6割から7割程度です。3学期も同じペースで配置すれば、ちょうど予算を使い切るくらい状況ですので、3学期に対応する事案が増えてくると厳しい状況だと言えます。今年度に関しては大丈夫ですが、活用の状況次第ですので今後検討が必要だと考え

ています。

三田教育長)

人件費の問題にもつながってきますが、現在、スクールソーシャルワーカーは4人で、ケースによって事案を分担していますよね。人によっては持ち分も多くなると思いますし、4人で大丈夫なのでしょうか。

教育センター所長)

お配りしました資料のAのスクールソーシャルワーカーは、小・中学校合わせて12件持っております。Bは12件、Cは9件、Dは8件という状況です。全部で41件のケースがありますが、それぞれのスクールソーシャルワーカーが別のお仕事を持っていますので、持っている件数と派遣する回数を教育センターで全て把握しながら割り当てをしております。また、それぞれの得意分野がありまして、虐待、発達障害、不登校対応など、分野で割り振ることもあるため、件数の量が変わってきます。そういった配慮をしながら、件数を割り振っていることもあり、今はバランスよく配置できていると感じています。

三田教育長)

スクールソーシャルワーカーの関連で、スクールカウンセラーが東京都の職員として全校に配置されるようになりましたが、以前、区が配置していたスクールカウンセラーのほうが良かったという声を聞きました。東京都の職員ですし、そういった方々の指導は校長先生の仕事になるのかもしれませんが、状況が変わったことでそういった意見も出ています。スクールカウンセラーは、スクールソーシャルワーカーよりも活用しやすい位置づけだと思います。家庭の事情等でスクールソーシャルワーカーが入ったケースについても、必要があればスクールカウンセラーと協力して進めていただきたいと思います。スクールカウンセラーが東京都の管轄となり、全校に配置して初めての年です。前年度まで配置していた区のスクールカウンセラーと比べて、スクールソーシャルワーカーとの連携等に課題はあるのでしょうか。

教育センター所長)

スクールソーシャルワーカーを配置するときには、必ず各学校のスクールカウンセラーの方にも同席していただいて、子どもの状況を確認するようにしております。ですが、各学校の先生方から、東京都のスクールカウンセラーの資質や能力についてご意見をいただくこともございます。各学校のスクールカウンセラーの現状を見て、こういう連携の仕方をしてほしいとか、こんなふうに関わってほしい等の考え方については、各ケースで共有しております。

また、学校で緊急な対応があるときには、学校との連携をより一層深めるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーだけでなく、教育センターの心理相談もすぐに学校に派遣しております。課題としましては、毎月、区の心理相談員を学校に派遣して連絡会を開催しているのですが、そのときに東京都のスクールカウンセラーの方にもご出席いただきたいと思いますし、そういった協力体制について、各学校の管理職の

先生方にもさらに周知をしていかなければいけないと感じております。

教育指導課長)

東京都のスクールカウンセラーにつきましては、1学期、2学期、3学期とそれぞれ校長先生から勤務評価表をご提出いただいております。校長先生から、方針や説明をなかなか理解してもらえないという声も確かにありました。そういった方については、指導を継続しているところですが、東京都にも連絡しまして、別の方を配置していただくなどの対策も検討しています。スクールカウンセラー個人の資質や能力の課題というケースもありますが、豊島区独自の教育相談の進め方がありますし、教育センターや東京都とも連携をとりながら協力体制を築いていきたいと考えています。

三田教育長)

東京都のスクールカウンセラーの研修をする権限というのは教育指導課にあるのですか。
教育指導課長)

各区で年間2回程度、スクールカウンセラーの連絡会を開いてもよいという通知がありました。あわせて、東京都の主催で8月に、東京都が雇用する全スクールカウンセラーを対象にした指導も行なわれています。

三田教育長)

とにかく区の課題について共通理解を持っていただく必要があると思います。事務局が積極的にリーダーシップを発揮して、各校の経緯や地域性も共有していかなければいけません。そういった情報提供をして、スクールカウンセラーの問題意識を高める必要があると思います。

教育指導課長)

教育指導課としても東京都のスクールカウンセラーの資質向上を図りたいと、取り組みを検討しているところです。根本的な課題として、東京都のスクールカウンセラーは、基本的には週1回の勤務で、豊島区だけではなく他の区市町村をかけ持ちしています。例えば、火曜日のこの時間に豊島区のスクールカウンセラーを全員集めたいと思っても、他の区の勤務日であるということで日程の調整が難しいです。対策としては、小・中学校のブロックごとに集めるとか、年度初めに各学校で勤務日を決めるときにこの日だけは絶対勤務日に指定してほしいという依頼をして、その日に研修会を開くということも考えています。年度末のうちに校長先生と連携をして、教育センター、スクールソーシャルワーカー、そして各校のスクールカウンセラーの連携体制の構築に努めていきたいと思います。

教育センター所長)

直近では、2月にスクールカウンセラー派遣校連絡会を開催予定でございます。その連絡会のときには、スクールソーシャルワーカーも同席するとともに、社会福祉協議会のほうからコミュニティソーシャルワーカーも出席します。コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携を図りたいという申し出がありましたので、今後多方面からの情報を共有する会議になると思います。

三田教育長)

そういう場でも、今こうやって議論している課題について情報提供していただきたいと思います。連携の課題は、事務局全体で解決していきたいと思います。

渡邊委員)

先日、コミュニティソーシャルワーカーについてある方と話す機会があったのですが、家庭環境でトラブルが起きていて、学校やスクールソーシャルワーカーでも訪問することが難しいケースは、地域のコミュニティソーシャルワーカーを活用していただきたいという内容でした。実際にそういった方が対応できるケースはあるのでしょうか。あるのであれば、情報収集をして活用を検討していくのが良いと思います。

教育センター所長)

非常に重要なことだと思います。スクールソーシャルワーカーが対応しているケースの中にも、子どもではなく保護者の方の対応になってしまっているケースがあります。そういったケースは、本当はコミュニティソーシャルワーカーが対応する方がよいのだと思いますが、スクールソーシャルワーカーが対応しているのが現状です。連携がより一層図れるように連絡会等で情報共有していきたいと思います。

千馬委員長)

嶋田委員、いかがでしょうか。

嶋田委員)

デリケートな事案も多く、大変なお仕事だと思います。

資料を拝見すると、ある学校が他校に比べて件数が多いと感じます。積極的に活用しているのか、学校の雰囲気によるものなのかということを確認したいです。

もう一点は、児童・生徒が転校したケースもあるようですが、担任の先生の気持ちの中で後を引くものがあるのではないのでしょうか。自分のせいだと感じてしまう方もいるのかなと思いますし、先生へのケアもとても重要になってくると思います。教職員の対応はどのようにされていますか。

教育センター所長)

まず、ある学校に件数が集中しているのではないかというご質問についてです。この学校は教育指導課の調査等でも比較的不登校の生徒が多いという結果がでておりますが、学校の雰囲気に課題があるわけではないと考えています。校長先生も協力的ですし、学校も学年団を組んで一生懸命対応しているのですが、ご家庭に課題があるケースが多く、スクールソーシャルワーカーの活用が多くなっているという状況です。学校だけでは解決しがたい課題であり、スクールソーシャルワーカーを導入した意味をよく認識されている学校と考えております。

それから、転校したケースでございますが、ご家庭の都合で転居したものです。転居した先が新しい学校の区域でしたので、転校し、3学期からは毎日登校しています。ですので、不登校は一応解消しました。以上です。

嶋田委員)

この学校のホームページを拝見しますと、給食もアップされていますし、取組みに積極的ということで認識しています。積極的に活用しているということで、理解できました。

三田教育長)

最後に一点だけ言わせていただきたいのが、先程、教育センター所長から、休日や夜には担任が家庭訪問できないため、スクールソーシャルワーカーの活用が進んでいるという話がありました。そういったケースは家庭の事情等で難しいケースが多いと思いますが、担任が動く必要のある部分ではないかなと感じました。学級での問題を担任が抱え込むことがあってはいけないので、校長先生の協力が必要だと思いますが、あくまでもスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは学校の手助けという位置づけだと思います。スクールソーシャルワーカーが対応することになっても、学校と担任が主体性を発揮して解決に当たらないと、その信頼関係が切れてしまったらいくら周りが応援してもうまくいかなくなってしまいます。例えば、担任だけで家庭訪問をするのが不安だというのであれば、スクールソーシャルワーカーが同席するのも良いと思いますが、担任や学校が主体性を忘れてはいけないと思います。学校側の姿勢に課題があるということもあるのではないのでしょうか。そういったときは、教育指導課や教育センターが学校の姿勢を指導していただきたいと思います。

解決するためには相当なエネルギーが必要です。学校との信頼関係があった上での対応でないと、学校に復帰するというのは難しいと思います。スクールソーシャルワーカーに任せきりという担任や校長先生がいた場合は、認識を変えて、担任や学校との関わりを構築するために動くようスクールソーシャルワーカーを指導していただきたいと思います。

千馬委員長)

校長先生の役割は非常に大きいと思います。私は、スクールソーシャルワーカーがいない時代に校長をしていましたが、こういう問題は担任をどうフォローするかを考えて動いていました。今では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーもいるので、そういった関係機関と担任をフォローしていくのが校長先生の役割だと思います。従来よりも目を配るところが多く、校長先生の力は非常に大きいと感じました。是非、各校にご指導していただきたいと思います。

今後も進捗状況が出されると思いますが、解決に向かうように、教育委員会としても状況を把握して意見を出していきたいと思います。この件については、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第2号 豊島区いじめ防止対策推進条例(仮称)制定に向けたスケジュール(案)

<教育指導課長 資料説明>

千馬委員長)

豊島区のいじめ防止対策推進条例制定に向けたスケジュールを中心にお話をいただきま

した。東京都の動向を見据えながら内容を詰めていくということでもよろしいでしょうか。
教育指導課長)

はい。

三田教育長)

いじめ防止対策基本法というのは、当初、法制化してもいじめがなくなるのかと疑問視する世論もありましたし、そういう意見も理解できますが、豊島区としてもいじめの問題は他人事ではないわけで、先進的に積極的に取り組んでいかなければいけない課題であると考えています。法律ができて、条例ができればそれで終わりということではありません。条例を作る過程では、子どもや学校や保護者が何をすべきなのかを十分に議論しますし、消極的な世論に対して教育委員会が働きかけていかなければいけないと考えています。

何の実践も裏づけもないとい条例では意味がないと思いますし、内容を詰めて、早急に準備をする必要があると考えていますので、委員の皆様からもご意見を頂戴したいと思っております。

千馬委員長)

教育長のほうから豊島区の意図するところをお話ししていただいたのですが、それぞれの立場からこのいじめについて一言ご意見いただけたらと思います。渡邊委員、いかがでしょう。

渡邊委員)

保護者のいじめに対する認識は、とても温度差があると感じています。しかも、豊島区の場合には、ニュースを騒がせるような事件が発生していませんし、さらに希薄になっているのではないかと思います。ですので、何らかのアクションをしなければいけない時期だと思いますし、条例を定めるということはそのアクションとして有効だと思います。例えば、たばこのポイ捨てを禁止する条例やポイ捨て禁止のシールが張ってあるだけでも抑止力となります。いじめの場合は、ポイ捨てのシールのように物理的な抑止力というよりは、日常生活の中で当たり前のごとく意識していることが重要になってきますし、意識を高めるためにも条例を制定する必要があると思います。いじめに至りそうなケースがあれば、子どもたちがそれを先生に話したり、小さなうちに芽を摘むことが可能なのに、それがなされてないのが現実です。また、家庭の事情で子どもが学校で苦しんでいるケースもあるようですし、保護者の意識を高めるためにも早急に対応する必要があると思います。他区の先駆けとなるような条例を制定していきたいですね。

菅谷委員)

いじめはなくさなくてはいけないものです。いじめはなくならないと私も思っていたが、目標として、いじめはなくさなくてはいけないという心構えでいることはとても大切です。いじめは、児童・生徒一人ひとりが自分はやらないと決心すればなくなるものです。簡単に言っていますが、そういう捉え方もあるのだなとある本を読んで感じました。そういう決心ができるように、いじめをなくすという目標を設定して取り組んで

いかなければいけません。

今後のスケジュールについてですが、方針の案を2月26日に審議して、3月12日の教育委員会で決定するとなっていますが、3月12日の教育委員会でも修正することは可能ということで大丈夫ですよね。1回の審議では足りないと思いますので、2回審議できるつもりで挑みます。

嶋田委員)

多くの子どもたちが、自分はいじめをしていないと言う気がします。まずは、もし自分がされたらどうか、自分が言われたらどうかを考えさせることが大切です。子どもたちがその段階にたどり着かないと、いじめているのかどうかもわからず、いじめをしていないという認識に立ってしまうと思います。いじめとは何かという段階から指導をして、子どもたちが人の立場に立って考えることができるように、この条例がそういう指導や教育につながってくれば良いと思って期待しています。

千馬委員長)

いじめの問題は命にも関わることです。対策としてできることはしっかりやる必要があるという意味でも、基本方針や条例を示すことは必要だと思います。それを今度は各学校がどう受けとめていくかがまた重要な課題で、校長先生の責務となりますので、そのあたりの指導についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

三田教育長)

この間の朋有小学校のセーフスクールの研究発表でもありましたが、いじめは心のけがであるという表現は子どもたちにとってもわかりやすいものだと思います。東京都教育委員会も注目しておりました。けがの場合は治療によって治ることも多いが命を失うこともあって、心のけがというのは極めて治りにくい上に、命を失うこともあるという指導です。朋有小学校での成果は確かな根拠になると思いますし、そういうデータにも基づいた上で条例の制定に向けて動いていこうと考えています。

やれることはすべてやって、最善を尽くして、結果や責任を問われることもあると思いますが、やるべきことをやっていなかったら責任以前の問題です。校長先生やPTAがいじめはいけないというアピール文を出したり、子どもたちがいじめをしない宣言をしたり、学校関係者全体が課題を認識しなければいけないことであって、それを校長会で共通理解していかなければならないと考えています。事務局で課題の整理をして方針の案をお示したいと思います。

それから、「教職研修」という雑誌に、いじめ防止基本法についての記事がありましたので、参考までに配付させていただきました。是非ご一読ください。

千馬委員長)

この記事の中にも校長のリーダーシップが重要となると書いてありますが、私も同じ思いです。参考にします。

それでは、委員の先生方、今後のスケジュールについてはよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第3号 ソメイヨシノ・プロジェクトの進捗状況について

<学校施設課長 資料説明>

千馬委員長)

ソメイヨシノ・プロジェクトの進捗状況について説明をいただきました。委員の皆さん、いかがでしょうか。

三田教育長)

補足です。24日に植樹を予定しているさくら小学校は、校庭の桜の美しさを後世に伝えていきたいということで、地域の皆さん、PTAの皆さんの合意の上、さくら小学校という校名になりました。春にはそれくらい綺麗な桜の通りができます。ソメイヨシノは樹齢80年くらいで老木となってしまいますが、今の子どもたちの祖父母の時代にはもうそこに植えられていた桜ということになります。今植樹をしないと、老木ばかりになってしまって、数十年後にはこの美しさを見ることができなくなってしまうということで、さくら小学校のOB会の方々からも要望がありました。区はまちを挙げて文字どおりソメイヨシノ発祥のまちになるように取り組んでいますし、地域も学校も子どもたちが大人になったときに良い思い出になるということで植樹に協力的です。

新しい学校を造るときも桜の植樹にこだわっていますし、学校の周辺を四季が感じられる通りにして、緑化プロジェクトの役割も果たしています。この件は、まめに報告をしていきたい案件ですので、今後ともよろしくお願いします。

千馬委員長)

ありがとうございます。

では、この件についてはよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) その他

(午後4時45分 閉会)